新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症に係る

協定書案の１（有床）　外来診療等　流行初期あり・ＰＰＥあり

医療を提供する体制の確保に必要な措置に関する協定（医療措置協定）書（案）

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号）第36条の３第１項に基づき、青森県知事（以下「甲」という。）と＜医療機関名＞管理者（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症（以下「新型インフルエンザ等感染症等」という。）に係る発生等の公表が行われたときから新型インフルエンザ等感染症等と認められなくなった旨の公表等が行われるまでの間（以下「新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間」という。）に、甲の要請に基づき、乙において、新型インフルエンザ等感染症等に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずることにより、甲が新型インフルエンザ等感染症等の医療提供体制を確保することを目的とする。

（医療措置実施の要請）

第２条　甲は、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、地域の感染症医療提供体制等を勘案し、必要があると認めるときは、乙に対し、次条に定める医療措置を講ずるよう要請するものとする。

（医療措置の内容）

第３条　乙は、前条の規定による甲からの要請に基づき、次に掲げる医療措置を講ずるものとする。

一　外来診療の実施

　　（不可の場合は「なし・対応不可」等）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対応時期（目途） | 流行初期（厚生労働大臣公表から３か月程度） | 流行初期以降（厚生労働大臣公表後３か月以降） |
| 対応の内容 | 　○人/日（検査(核酸検出検査)の実施能力：○件/日）・かかりつけ患者以外への対応　可能/不可・小児患者への対応　可能/不可 | ○人/日（検査(核酸検出検査)の実施能力：○件/日）・かかりつけ患者以外への対応　可能/不可・小児患者への対応　可能/不可 |

　　　※　検査の実施能力については、医療機関内で検体の採取及び検査の実施まで行うものとする。また、全国的に検査の実施環境が整備されていることを前提とする。

　　　※　検査の実施能力部分については、検査措置協定を兼ねる。

　　　※　対応可能人数や検査実施能力については、具体に記載が難しい場合には、対応できる旨のみ記載すること（ただし流行初期期間における対応を行う場合には、記載必須）。参考記載とすることも可能。

　　　※　かかりつけ患者以外への対応及び小児患者への対応については、「可能」・「不可」のいずれかを選択してください。

　　　※　流行初期の外来診療で、かかりつけ患者以外への対応及び小児患者への対応のいずれかが「不可」の場合は、流行初期の医療の確保に要する費用の支給（減収分の補填）の対象外となります（第５条第２項参照）。

　二　自宅療養者等への医療の提供及び健康観察

　　（不可の場合は「なし・対応不可」等）

|  |  |
| --- | --- |
| 対応時期（目途） | 流行初期以降（厚生労働大臣公表後３か月以降）　　　 |
| 対応の内容 | ・電話／オンライン診療が可能（高齢者施設等への対応が可能）（最大○人/日）・往診等が可能（高齢者施設等への対応が可能）　　　　　　　（最大○人/日）・健康観察の対応が可能（高齢者施設等への対応が可能）　　　（最大○人/日）※　「電話／オンライン」、「往診等」はどちらか選択してください。※　対応可能見込み（最大○人/日）は参考記載。 |

　三　後方支援

　　（不可の場合は「なし」）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対応時期（目途） | 流行初期（厚生労働大臣公表から３か月程度） | 流行初期以降（厚生労働大臣公表後３か月以降） |
| 対応の内容 | 主に流行初期医療確保措置の対象となる協定を締結している医療機関に代わっての一般患者の受入が可能 | 回復患者の転院受入が可能又は病床の確保の協定を締結している医療機関に代わっての一般患者の受入が可能 |

　四　医療人材派遣

　　（不可の場合は「なし・対応不可」等）

|  |  |
| --- | --- |
| 対応時期（目途） | 流行初期以降（厚生労働大臣公表後３か月以降） |
| 対応の内容 | 計　○人　　　　うち県外可能：○人 うちDMAT：○人、DPAT○人・・・医　師：○人　うち県外可能：○人 うちDMAT：○人、DPAT○人・・・看護師：○人　うち県外可能：○人　 うちDMAT：○人、DPAT○人・・・その他（　　可能な範囲で職種を記入　　）：○人　うち県外可能：○人 うちDMAT：○人、DPAT○人・・※　「うち県外可能（○人）」は参考記載。 |

（個人防護具の備蓄）

第４条　新型インフルエンザ等感染症等に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずるため、個人防護具は、次のとおり、乙が備蓄する。

（乙における○ヶ月分の使用量）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| サージカルマスク | N95マスク | アイソレーションガウン | フェイスシールド | 非滅菌手袋 |
| ○　枚 | ○　枚 | ○　枚 | ○　枚 | ○　枚 |

　　※　個人防護具の備蓄の有無及び数量は協定の締結に影響しません。国では２か月分の備蓄を目安としていますが、各医療機関で設定している備蓄目標数量がある場合はその数字を記入してください。

（措置に要する費用の負担）

第５条　第３条に基づく措置に要する費用については、県の予算の範囲内において、甲が乙に補助を行うものとする。なお、その詳細については、新型インフルエンザ等感染症等が発生した際に、その感染症の性状に合わせて定めるものとする。

２　甲は、第３条第１号に掲げる措置のうち、新型インフルエンザ等感染症等の発生等の初期の段階（第３条第１号の表中における「流行初期」の段階）から当該感染症に係る医療を提供する体制を迅速かつ適確に構築するための措置を講じたと認められる場合であって、乙が当該措置を講じたと認められる日の属する月の収入額が、新興感染症発生・まん延前の同月の収入額を下回った場合には、乙に対し、流行初期医療の確保に要する費用を支給する措置（流行初期医療確保措置）を行うものとする。

※　流行初期医療の確保に要する費用の支給（減収分の補填）は、外来診療で幅広い患者を受け入れること（かかりつけ患者以外の患者及び小児患者を受け入れること）が条件となります。患者を限定する場合は支給対象外となるため、支給に関しては協定書に記載されません。

３　前条に基づく措置に要する費用については、乙が負担する。なお、甲は、国において新型インフルエンザ等感染症等が発生した際にその感染症の性状に合わせて検討される費用に関する補助等が創設された場合は、乙に対して、それに基づき補助等を検討する。

（新型インフルエンザ等感染症等に関する最新の知見についての情報提供等）

第６条　新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われる前の段階から、甲は、国から新型インフルエンザ等感染症等に関する対応方法を含めた最新の知見について情報を得た場合は、速やかに乙へ情報提供するものとする。

２　乙は、前項の情報も踏まえ、甲からの第２条の要請に備えて、必要な準備を行うものとする。

３　新型インフルエンザ等感染症等発生・まん延時において、新型インフルエンザ等感染症等の性状のほか、その対応方法を含めた最新の知見の取得状況や、感染症対策物資等の確保の状況などが事前の想定とは大きく異なる事態の場合として、国においてその判断が行われた場合は、甲は、協定の内容について機動的に変更する又は状況に応じ柔軟に対応を行うことについて、乙と速やかに協議を行うものとする。

（協定の有効期間及び変更）

第７条　本協定の有効期間は、締結日から令和９年３月31日までとする。ただし、本協定による有効期間満了の日の30日前までに、甲と乙のいずれからも更新しない旨の申し出がない場合には、同一条件により３年間更新するものとし、その後も同様とする。

２　第３条に定める医療措置の内容その他この協定の内容を変更する場合、甲又は乙の申し出により協議するものとする。

（協定の措置を講じていないと認められる場合の措置）

第８条　甲は、乙が、正当な理由がなく、第３条及び第４条に基づく措置を講じていないと認めるときは、乙に対し、感染症法等に基づく措置を行うことができるものとする。

（協定の実施状況等の報告）

第９条　乙は、甲から本協定に基づく措置の実施の状況及び当該措置に係る当該医療機関の運営の状況その他の事項について報告の求めがあったときは、速やかに当該事項を報告するものとする。この場合において、電磁的方法（Ｇ－ＭＩＳ）により報告を行うものとする。

（平時における準備）

第10条　乙は、第３条の措置を迅速かつ適確に講ずるため、平時（新型インフルエンザ等感染症等の発生前）において、年１回以上、次に掲げる準備を行うよう努めるものとする。

一　乙の医療機関において、最新の科学的知見に基づいた適切な知識を本協定の措置の実施にかかわることが見込まれる医療従事者等が習得することを目的として、研修を実施する、又は、外部の機関が実施する医療機関向け研修に当該医療従事者等を参加させること。

二　措置を講ずるに当たっての訓練を、乙の医療機関において実施する、又は、外部の機関が実施する訓練に本協定の措置の実施にかかわることが見込まれる医療従事者等を参加させること。

三　措置を講ずるに当たっての乙の医療機関における対応の流れを点検すること。

（疑義等の解決）

第11条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議し定めるものとする。

　この協定の締結を証するため、この協定書の電磁的記録を作成し、甲及び乙がそれぞれ保管するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を２通作成し、甲乙両者記名の上、各自その書面１通を保有するものとする。

　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　甲　青森県知事　宮下　宗一郎

乙　医療機関名：＜医療機関名＞

　　保険医療機関番号：＜保険医療機関番号＞

　　Ｇ－ＭＩＳ ＩＤ：＜Ｇ－ＭＩＳ　ＩＤ＞

住所：＜医療機関の所在地＞

　　（管理者の）職・氏名：＜管理者　職　氏名＞

 ※「管理者」には、医療法に基づき保健所に届け出ている者（院長等）の職・氏名を記入してください。